

# 総務委員会情報連絡

令和8年1月20日

情報連絡事項	頁
1 令和8年度労働報酬下限額について・・・・・・・・・・・・	2

(総務部)

# 総務委員会情報連絡

令和8年1月20日

件名	令和8年度労働報酬下限額について														
所管部課名	総務部 契約課														
	令和8年度の労働報酬下限額(いずれも1時間当たりの金額)については、足立区労働報酬審議会の答申を受け、以下のとおり定め、令和7年12月1日に告示したので情報提供する。														
	<p><b>1 工事請負契約（足立区公契約条例第9条第1項第1号）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">NO.</th> <th>区分</th> <th rowspan="2">令和8年度労働報酬下限額</th> </tr> <tr> <th>算定の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>熟練労働者、一人親方 令和8年度公共工事設計労務単価の90%</td> <td>令和8年度に適用する公共工事設計労務単価が、国から公表され次第、告示する。 ※ 令和8年2月中旬頃に告示予定。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>熟練労働者以外の労働者 令和8年度公共工事設計労務単価（軽作業員）の70%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			NO.	区分	令和8年度労働報酬下限額	算定の考え方	1	熟練労働者、一人親方 令和8年度公共工事設計労務単価の90%	令和8年度に適用する公共工事設計労務単価が、国から公表され次第、告示する。 ※ 令和8年2月中旬頃に告示予定。	2	熟練労働者以外の労働者 令和8年度公共工事設計労務単価（軽作業員）の70%			
NO.	区分	令和8年度労働報酬下限額													
	算定の考え方														
1	熟練労働者、一人親方 令和8年度公共工事設計労務単価の90%	令和8年度に適用する公共工事設計労務単価が、国から公表され次第、告示する。 ※ 令和8年2月中旬頃に告示予定。													
2	熟練労働者以外の労働者 令和8年度公共工事設計労務単価（軽作業員）の70%														
内容	<p><b>2 業務委託等（足立区公契約条例第9条第1項第2号）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="3">労働報酬下限額（時間単価）</th> </tr> <tr> <th>算定の考え方</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務委託契約等 令和7年度足立区会計年度任用職員（事務補助）報酬額</td> <td>1,350円</td> <td>1,483円</td> <td>+133円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和7年度以前に締結した契約に係る労働報酬下限額については、直近の年度の労働報酬下限額とする。</p> <p>《参考》東京都の最低賃金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 令和6年10月～令和7年9月：1,163円</li> <li>② 令和7年10月～令和8年9月：1,226円</li> </ul>			区分	労働報酬下限額（時間単価）			算定の考え方	令和7年度	令和8年度	差額	業務委託契約等 令和7年度足立区会計年度任用職員（事務補助）報酬額	1,350円	1,483円	+133円
区分	労働報酬下限額（時間単価）														
算定の考え方	令和7年度	令和8年度	差額												
業務委託契約等 令和7年度足立区会計年度任用職員（事務補助）報酬額	1,350円	1,483円	+133円												

### 3 指定管理者（足立区公契約条例第17条）

#### (1) 足立区内の施設

NO.	区分 算定の考え方	労働報酬下限額（時間単価）		
		令和7年度	令和8年度	差額
1	保育士	1,450円	1,583円	+133円
	令和7年度足立区会計年度任用職員(事務補助)報酬額に100円を加算			
2	保育士以外の職種	1,350円	1,483円	+133円
	令和7年度足立区会計年度任用職員(事務補助)報酬額			

※ 令和7年度以前に締結した指定管理者との協定に係る労働報酬下限額については、直近の年度の労働報酬下限額とする。

#### (2) 足立区外の施設

NO.	施設名 算定の考え方	労働報酬下限額（時間単価）		
		令和7年度	令和8年度	差額
1	足立区日光林間学園	(R7.4～) 1,054円	1,132円	+78円 (当初比)
	栃木県の最低賃金額に、令和7年10月の最低賃金額の増加額を加算			
2	足立区鋸南自然の家	(R7.4～) 1,126円	1,204円	+78円 (当初比)
	千葉県の最低賃金額に、令和7年10月の最低賃金額の増加額を加算			

※ 年度途中に、栃木県、千葉県の最低賃金額が改正され、労働報酬下限額が改正後の最低賃金額を下回った場合には、その効力発生日以後の労働報酬下限額は、改正後の最低賃金額とする。

#### 《参考》栃木県の最低賃金

- ① 令和6年10月～令和7年9月：1,004円
- ② 令和7年10月～令和8年9月：1,068円

#### 《参考》千葉県の最低賃金

- ① 令和6年10月～令和7年9月：1,076円
- ② 令和7年10月～令和8年9月：1,140円

#### **4 審議会委員からの主な意見**

- (1) 熟練労働者以外の労働者（見習い、手元）の区分のあり方や算定方法については、来年度に向けて踏み込んで検討されたい。
- (2) 業務委託・指定管理は、来年度の上昇分も見込んだ算定方法や、保育士以外に看護師や介護士、学校給食等の下限額の設定を検討されたい。
- (3) 物価上昇や賃金上昇に対してのスライド制の導入について、区の具体的な対応を検討されたい。
- (4) 労働報酬下限額の支払い状況について、定期的な実態把握調査の実施を検討されたい。

#### **5 今後の方針**

公契約制度、労働報酬下限額については、区ホームページや周知カードの配付、ポスター掲示等を活用し、事業者と労働者に周知を行っていく。